

令和6年度三浦市監査年間計画

三浦市監査基準（令和2年三浦市監査委員告示甲第1号）第9条第1項並びに三浦市監査委員職務執行規程（昭和63年三浦市監査委員告示第2号）第8条第1項及び第2項の規定に基づき、令和6年度三浦市監査年間計画を次のとおり定めます。

令和6年3月25日

三浦市監査委員 長 治 克 行

三浦市監査委員 長 島 満理子

1 監査等の実施方針

- (1) 監査等は、三浦市監査基準に従い、常に公正不偏の態度を保持して実施します。
- (2) 監査等を実施するに当たっては、必要に応じ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、本市の事務の執行についても併せて監査（行政監査）を実施するものとします。
- (3) 令和6年度は、毎年度実施する監査等のほか、財政援助団体等監査を実施します。

2 実施する監査等の種類、実施予定時期及び対象

本年度に実施する監査等の種類、実施予定時期及び対象は、次に掲げるとおりとします。

- (1) **財務監査（地方自治法第199条第1項）** 市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査します。

ア 定期監査（地方自治法第199条第4項）

(ア) 前期定期監査

- a 監査の実施予定時期 4月中旬から6月上旬まで
- b 監査の対象範囲 令和5年度に執行した事務事業
- c 監査の対象部課等 市長室・政策部・総務部・防災危機対策室

(イ) 後期定期監査

- a 監査の実施予定時期 10月上旬から11月中旬まで

- b 監査の対象範囲 令和6年度上半期に執行した事務事業
- c 監査の対象部課等 会計課・経済部・保健福祉部

(ウ) 公営企業会計定期監査

- a 監査の実施予定時期 10月上旬から11月中旬まで
- b 監査の対象範囲 令和6年度上半期に執行した事務事業
- c 監査の対象会計 病院事業会計

(エ) 市立学校定期監査

- a 監査の実施予定時期 1月上旬から2月上旬まで
- b 監査の対象範囲 令和6年度（令和6年4月1日から同年11月30日までの間に係るものに限る。）に執行した事務事業
- c 監査の対象校 初声中学校・三崎小学校

イ 随時監査（地方自治法第199条第5項） 監査委員が必要があると認めるときに実施します。

(2) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項） 市が補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えているもの、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人、市が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、市が受益権を有する不動産の信託の受託者及び市が公の施設の管理を行わせているものの当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを監査します。

- ア 監査の実施予定時期 11月上旬から2月上旬まで
- イ 監査の対象範囲 令和5年度の財政的援助に係る出納その他の事務の執行
- ウ 監査の対象団体等 三崎マリン株式会社

(3) 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを審査します。

ア 令和5年度一般会計及び特別会計決算審査（地方自治法第233条第2項）

- (ア) 審査の実施予定時期：市長の審査要求から8月上旬まで
- (イ) 審査の対象範囲
 - a 令和5年度一般会計決算
 - b 令和5年度国民健康保険事業特別会計決算
 - c 令和5年度後期高齢者医療事業特別会計決算

- d 令和5年度介護保険事業特別会計決算
- e 令和5年度市場事業特別会計決算
- f 令和5年度第三セクター等改革推進債償還事業特別会計決算

(ウ) 監査委員による審査時に出席を求める部課等 前記(イ)に掲げる対象範囲に係る部課等(前期定期監査の対象部課等を除く。)

イ 令和5年度公営企業会計決算審査(地方公営企業法第30条第2項)

(ア) 審査の実施予定時期 市長の審査要求から8月上旬まで

(イ) 審査の対象範囲

- a 令和5年度病院事業会計決算
- b 令和5年度水道事業会計決算
- c 令和5年度公共下水道事業会計決算

(4) 令和5年度決算に基づく健全化判断比率等審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項) 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを審査します。

ア 審査の実施予定時期 市長の審査要求から8月上旬まで

イ 審査の対象範囲 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

ウ 審査の対象部課等 政策部財政課

(5) 例月出納検査(地方自治法第235条の2第1項) 会計管理者等の現金の出納が正確に行われているかを検査します。

ア 検査の実施予定時期 毎月原則10日から25日まで

イ 検査の対象範囲 会計管理者、病院事業企業出納員、水道事業企業出納員及び公共下水道事業企業出納員の管理する検査月前月分の現金の出納

3 監査等の実施体制

監査等は、監査委員事務局職員による準備調査及び監査委員による監査・検査・審査(別表においてそれぞれ本監査・本検査・本審査といいます。)により実施するものとします。

4 監査等の実施計画

各監査等の実施に当たっては、各監査等ごとにその要項を定めた実施計画を定め

るものとしてします。

5 その他

令和6年度における監査等の月別年間予定は、別表のとおりです。

